

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 5 2

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 福祉用具購入費支給申請書の様式変更について
- 福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について
- 認定有効期間の半数を超える短期入所の利用に係る一部取扱い変更及び利用状況確認書の様式変更について【別紙1】
- 「ケアプランデータ連携システム」の概要等の周知について
- 居宅サービス等におけるサービス提供拒否の禁止について
- 令和4年10月開催 介護予防教室・介護者教室について【別紙2】
- ソーシャル・インクルージョン in 清泉の開催について【別紙3】
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況（令和4年8月末現在）

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

福祉用具購入費支給申請書の様式変更について

8月22日付のフレッシュ情報vol.550号でお知らせしたとおり、福祉用具購入費支給申請書を変更します。詳しくは介護保険課のホームページをご覧ください。

なお、令和4年10月1日以降は旧様式での受付はいたしませんので、必ず様式を差し替えるようにしてください。

URL：<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/sinsei/22174.html>

また、申請書の記載漏れ、記入間違いが多く、保険給付が遅れるなど被保険者への影響が出ております。被保険者証を確認していないケースやケアチーム内で情報の共有がなされていないケースも見受けられます。

過去の購入履歴や最新の要介護度など介護保険課ではお答えいたしませんので、あらかじめ内容を十分に確認してから申請するようにしてください。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当

TEL：026-224-7871（直通）

福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課より連絡がありました。

消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、令和4年9月5日～9月9日の週において、福祉用具に係る事故が1件あり、これに関する事故について下記のとおり情報提供します。

なお、令和3年3月22日号フレッシュ情報でお知らせしましたとおり、福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、情報収集を行うため、福祉用具に関する事故発生があった場合は、長野市へご報告くださいますようお願いいたします。

※ 福祉用具とは、福祉用具貸与の製品及び特定福祉用具購入の製品に限ります。

消費者庁ホームページ（転記）

事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県
令和4年8月18日	令和4年9月5日	電動車いす (ジョイスティック形)	重傷1名	当該製品を使用中、縁石を乗り越え、崖下へ転落し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県

問い合わせ先：介護保険課 給付担当

TEL：026-224-7871（直通）

認定有効期間の半数を超える短期入所の利用に係る一部取扱い変更及び利用状況確認書の様式変更について

令和2年4月15日号外フレッシュ情報でお知らせした「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定有効期間の特例処置に該当する被保険者の取扱いについて（居宅介護支援）」の一部を次のとおり変更いたします。

【現行】

新たに発行される被保険者証は、認定有効期間の開始日が、当初の認定有効期間が満了した翌月の1日から6ヶ月（現在12ヶ月）の認定有効期間を設定し作成するため、新たな認定有効期間と認定日が付記されることとなりますが、認定有効期間の考え方は、当初の認定有効期間の開始日から6ヶ月（現在12ヶ月）延長後の満了日までを認定有効期間とみなします。

- (例) ①当初の認定有効期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日
②6ヶ月（現在12ヶ月）延長の認定有効期間 令和2年4月1日～令和2年9月30日
③特例措置による認定有効期間 平成31年4月1日～令和2年9月30日

【一部変更】

「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所の利用状況確認書」について、コロナ延長の申出にかかわらず、発行された介護保険被保険者証に付記された認定有効期間毎に半数を超える短期入所を計画する場合には、その期間毎に確認書の提出を求めることに変更します。

- (例) ①当初の認定有効期間 令和2年10月1日～令和4年9月30日 → 確認書提出
②12ヶ月延長の認定有効期間 令和4年10月1日～令和5年9月30日 → 確認書提出

【様式変更】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、確認書の提出を郵送でお願いしているところですが、具体的な利用状況の記載欄がなく、提出後の利用状況について電話での具体的な確認の聴き取りが必要となることから、確認書への具体的な利用状況を記載していただくように様式を別紙1のとおり、変更いたします。

なお、令和4年9月20日以降は、新様式による提出をお願いします。

新様式は、介護保険課ホームページに掲載しております。

【その他】

国保連合会から情報提供される要介護認定有効期間の半数を超えて短期入所を利用している対象者一覧から、長野市に確認書の提出がない対象者について、通知の発送を開始しました。
運営基準第13条第21号に基づき「その目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合」について保険者の確認が必要となりますので、要介護認定有効期間の半数を超えることになった時点で、長野市へ確認書の提出をお願いします。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当

TEL：026-224-7871（直通）

「ケアプランデータ連携システム」の概要等の周知について

厚生労働省老健局より、「ケアプランデータ連携システム」概要等について情報提供がありましたので周知します。

詳細については、介護保険最新情報Vol.1096をご確認ください。

<厚生労働省ホームページ掲載場所>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

問い合わせ先：介護保険課給付担当

TEL：026-224-7871

居宅サービス等におけるサービス提供拒否の禁止について

標題の件について、基準上「正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。」とされていますが、利用申込者宅と事業所間に距離があることを理由に、サービス提供を拒否されたとの相談が寄せられています。

利用者宅が事業所の規定している通常の事業実施地域内である場合は、距離があることを理由にサービス提供を拒むことはできませんので改めてご注意くださいようお願いいたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。

厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol.1096】

「ケアプランデータ連携システム」の概要等の周知について（情報提供）

【介護保険最新情報 Vol.1097】

令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和4年度調査）への協力依頼について

【介護保険最新情報 Vol.1098】

「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について」等の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol.1099】

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認をお願いいたします。

【要介護・要支援認定者状況】（令和4年8月末日現在 地区別認定者数：20,989人）

地区名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1地区	59	55	81	50	56	54	29	384
第2地区	97	86	214	109	80	117	54	757
第3地区	58	81	134	70	65	92	47	547
第4地区	25	28	48	24	16	37	23	201
第5地区	37	41	74	41	22	31	19	265
芹田地区	167	139	305	138	111	143	96	1,099
古牧地区	111	129	284	141	149	149	89	1,052
三輪地区	177	171	270	138	124	153	68	1,101
吉田地区	129	119	245	123	100	99	58	873
古里地区	87	79	141	74	75	100	66	622
柳原地区	59	42	80	59	32	40	26	338
浅川地区	55	57	118	56	40	50	43	419
大豆島地区	54	57	146	52	76	78	48	511
朝陽地区	71	82	207	101	90	117	60	728
若槻地区	189	162	299	160	118	194	113	1,235
長沼地区	21	14	27	17	27	24	7	137
安茂里地区	205	185	312	148	116	168	85	1,219
小田切地区	13	7	24	17	19	16	5	101
芋井地区	28	11	36	26	16	21	13	151
篠ノ井地区	350	280	497	269	285	363	205	2,249
松代地区	187	171	313	133	130	204	108	1,246
若穂地区	111	79	157	73	64	105	58	647
川中島地区	217	166	317	155	138	206	114	1,313
更北地区	274	190	410	192	153	223	124	1,566
七二会地区	28	30	30	20	40	35	16	199
信更地区	27	19	40	23	22	34	6	171
豊野地区	70	58	150	67	75	100	33	553
戸隠地区	29	10	65	32	43	55	30	264
鬼無里地区	24	7	55	21	27	21	9	164
大岡地区	38	8	38	14	9	7	4	118
信州新町地区	80	29	84	42	75	49	39	398
中条地区	38	15	62	32	30	24	12	213
市外	19	10	26	18	17	38	20	148
合計 (現存者)	3,134	2,617	5,289	2,635	2,440	3,147	1,727	20,989



ながの縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通）/ FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp